

令和7年10月3日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

阿部建設株式会社 宮城県仙台市青葉区中江二丁目23番20号

令和7年10月3日～令和7年11月2日（1ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である阿部建設（株）の元常務取締役は、令和2年7月に水産加工会社の元代表を含むほか2名と共に、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反により、令和7年3月25日付けで仙台地方検察庁から起訴された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1ヶ月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上